

義(ぎ)

所長 弁護士 岡 義博

義(ぎ)とは、人間の行なうべき筋道あるいは、利益をすてて条理に従い公共のために尽くすことをいう。正義と同じ意味である。人が行なうべき正しい道ともいえる。義は、本来、年齢や性別や職業を問わず普遍的なものである。但し、時代や民族によって義のとらえ方に多少の違いはあるかもしれない。いずれにしても、現代の日本では義がすたれつつあるように思える。

赤穂義士とか、義賊ねずみ小僧という場合の「義」がここでいう義である。赤穂浪士の場合は命をすてて、幕府の誤った裁定を正したということが義士と評価された所以であろう。幕府が一方当事者の吉良上野介を咎めなかった点が、人々の不公平感を生んでいたのであろう。この背景には、赤穂浪士たちが主君のために行動した感心な武士であるという、当時の人々の道徳感との合致もあったであろう。ねずみ小僧の場合は、金持ちから盗んだ金を貧しい人たちに分け与えたということで義賊と呼ばれているが、貧乏で困っている人にお金を分け与えるのは良いことだという考え方が根底にある。また、その前提として、悪い金持ちから金を盗むのはかまわないという、当時の人々の道徳感もあるように思われる。現代では、赤穂浪士やねずみ小僧に

対する義という評価は多少異なるかもしれない。

宇和島水産高校の実習船えひめ丸がアメリカの原子力潜水艦に衝突され沈没した事件で、現在海軍の査問会議において原潜の艦長に対する事情聴取が行われている。艦長側は、軍事法廷での証拠に使わないという免責が与えられなければ証言しないと言っている。アメリカの裁判制度や法制度からすれば、艦長側の言い分は法律的にはもっともな言い分であるが、義という観点からみれば疑問が残る。

本来、軍人は最も義を重んずべき人間であり、我が身の利、不利を超えて公共のために行動すべき人間ではなからうか。艦長が証言をすることにより事故の真相解明に役立ち、今後の事故回避に役立つという面がある。また、真相を知りたいと願っているえひめ丸関係者の思いをかなえてあげることにもなる。艦長が証言をすることは義にかなうことであるが、艦長が義に生きるか、法に生きるかは自分で選択すべき道である。

ここまで書いた後、査問会議は艦長に免責を与えない決定をし、艦長は一転して証言をしました。艦長がこれまでと態度をかえて証言した真意は不明ですが、軍事法廷での心証を良くしようとしたものだと言う人もいます。



法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス (Themis ...ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します) を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

今回は任意後見制度について。任意後見制度とは、自分の生活の面倒をみてもらおうと考えている人が、任意後見人に対して行なう委任契約を基礎とした後見制度です。どのような委任内容かという、自分が精神上的障害を生じ判断能力が不十分な状況になった場合に、自分の生活や療養看護、また財産の管理を委託し、代理権を与えるという内容です。委託するのは、療養看護や財産管理の全部でなくてもよく、一部を委託してもよいことになっています。

このような任意後見契約は、後見監督人が選任された時から契約の効力が生じるという特約を付したものに限定されています（任意後見契約法2条1号）。また、任意後見契約は公正証書によることが必要です（3条）。公正証書が作成されると公証人からの嘱託によって登記所で任意後見契約の登記がされることになっています。

任意後見契約の登記がされている場合で、精神上的障害により本人の判断能力が不十分な状況にあるときは、一定の親族が家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申立てることができます。本人も申立できます。また、後見事務を委託された人（任意後見受任者）からも申立ができます。申立を受けた家庭裁判所は、本人の判断能力が不十分と認めるときは、

任意後見監督人を選出します。任意後見監督人が選任されると任意後見受任者が任意後見人となります。もっとも、任意後見監督人を選任するのは、本人の申立がある場合が本人の同意がある場合に限られます。但し、本人が意思を表示できないときは本人の同意は不要です（4条3項）。

このように後見監督人の制度を置いているのは任意後見人の不正行為を防ぐためです。家庭裁判所は後見監督人に対し、報告を求めたり、調査を命じたり、必要な処分を命じることができます（7条）。後見人に不正行為がある場合には後見監督人は家庭裁判所に、後見人解任の申立をすることもできます（8条）。

本人は任意後見契約を解除することもできます。後見監督人が選任される前には、公証人の認証を得た書面で解除できます。後見監督人が選任された後は、家庭裁判所の許可を得て解除することができます（9条）。

この任意後見制度と法定後見制度（前号で説明）の関係ですが、任意後見制度が登記されているときは、原則として法定後見制度は開始しません。但し、例外的に本人の利益のため必要があると認めるときは家庭裁判所は法定後見制度を開始します。（10条）

エトセトラ

事務局 T・I

小さくて軽く、着信音は選べ、電話を架けてきた相手もわかるという、最新の携帯電話を買って喜んでいたら4年前。今では「骨董」と呼ばれる部類の携帯電話になってしまいました。大きさは余り変わらないのですが、まず、見た目がかわいくない。本体は真っ黒で画面は小さく白黒。着信音は「ブルブル」が「プールブル」になるくらい。着信相手かわかるといっても、電話番号だけしか表示されないの、結局、電話に出ないと誰かわからない。そんな自分の携帯電話が時代遅れだと気がついたのは、携帯電話など触ったこと

もなさそうな、近所のおじいさん（推定80歳）に「うわぁ～珍しな、その携帯。iモードやないやろ。」と言われたときです。おじいさんの手にした携帯電話は、大きい画面にカラーで表示され、着信音は鳥の鳴き声、漢字で名前が表示されるため、誰からの電話か一目瞭然。たった4年で携帯電話はずいぶん変わりました。10年前は、一部のごく限られた人が、肩にヒモをくい込ませながら持ち歩いていたのに。一体、携帯電話はどこまで進んでいくのでしょうか？そして、私の白黒携帯電話はいつまで使えるのでしょうか？

テミス20号

早いもので今回でテミスが20号となりました。毎年春（4月）と秋（10月）に発行しているのですが、20号ということは10年たったこととなります。そこで、テミスのこの10年を振り返ってみます。

第1面は所長である私とその時々感じた事柄を書き綴っています。10年前の創刊号ではテミス発刊の意義を「法律を身近なものにするため」「皆さんに法律に親しんでいただくため」と記してあります。毎号このような精神で発行しているつもりですが、出来ばえはどうでしょうか。第1面については、毎号だいたい堅い話に終始しています。今回も堅い話になりましたが、似たような事を11号でも書いていることに後で気がつきました。人間の思考回路は似たようなものになるようです。

第2面は「身近な法律シリーズ」を掲載しています。これまで、離婚、相続、PL法、借地借家法、刑法、成年後見制度などを取り上げています。

外部からの投稿のページもあります。内容は専門分野の話や雑感や様々ですが、今号までに20人の人から原稿を頂いています。有難うございました。これから原稿をお願いする

方もいますので、原稿依頼があった場合は喜んでお引受け下さい。

旅行記もあります。これまで、シルクロード、オーストラリア、桂林、カナダ、ハワイ、イタリアなど諸外国や国内では長崎、北海道、京都、伊勢、志摩など15ヶ所ほどを取り上げています。基本的に私の旅行記を掲載するのですが、ネタがない時は競馬やテレビの話を書いたこともあります。これからもおもしろい話を載せてゆきます。

「高松ウオッチング」は、高松や香川のめずらしい事柄を取り上げる記事だったのですが、いつのまにか筆者の失敗談になってしまいました。しかし、この失敗談が非常に好評でたくさんの愛読者がおられるようです。色々な人からテミスの話を聞くことがありますが、一番反響があるのが、この記事です。これからも、失敗を続けていってもらいましょう。

「Young-Man」「エトセトラ」は、事務員さん2人の記事です。若い感性で、その時々に興味のある事柄を書いてもらっています。

これからもテミスの誌面充実をはかってゆきますので、ご愛読下さい。（Y・O）

高松ウオッチング

事務局 E・O

関西方面へ家族で遊びに出かけた時のこと。都会はビルが高く、何と人の多いことでしょう。そして、人の歩くスピードも早い。高松とはまるでテンポが違いますね。

子供にせがまれて仕方なく(?)吉本興業の舞台を観にいきました。全席自由席でその席の争奪戦のすごいものなんのって。私が自分の席を確保して座ろうとしたまさにその時、後ろの方から荷物が飛んできました。

「エー。そんなあほなー。」荷物を先に置いた者の勝ち!私は別の席を探す羽目に...

「都会では後ろにも目一つとかなんといかんのかなー。」

ここで学習した私は、乗り物の移動のたび

に席の確保に全神経を注ぎました。エチケットは守ります。がしかし、「そこ座ります」とオーラをだしながら、電車の中を突き進みます。するとちゃんと座れるんですね。これが。

我が家に帰り、楽しい夕げのひとつ、私は家族からなぜか非難ごうごう。「ママはどこいっても座ったやろ。めっちゃ恥ずかしかったわー。最低やー!」

何度かみんなに他人のふりをされた旅でした。



外部の方からの投稿です

YOUNG - MAN!

事務局 H・S

1960年代に大ブームしていた「ダッコちゃん」人形が復活しました。都内などでは発売してもすぐに売り切れ状態で、手に入れるのはとても難しいようです。

初代の「ダッコちゃん(ウィンキー)」は、1960年4月の発売から累計で600万体が売れて社会化現象を起こしたキャラクターです。しかし、89年に人権保護団体などから、黒人差別を象徴しているとの批判を受け、生産を

中止した経緯があります。

今回発売されたのは平和な地球の水から誕生したという、その名も「**ダッコちゃん21**」。人の心の中にある色々な夢や憧れを全7色のカラフルなボディーカラーで表現。趣味は人間観察と抱きつくこと。頭はとがっていて、シッポが付いて、まるで宇宙人のようでした。初代が付けていた腰ミノはなくなってしまったようです。